MONTHLY
神變 別冊
宗派だより
令和５年７月号

諸悪莫作　衆善奉行

唐時代に鳥窠道林（ちょうかどうりん）（七四一～八二四）と白居易（白楽天：七七二～八四六）との有名な逸話がございます。白居易は、優れた頭脳の持ち主で国の役人となった後、官僚となり活躍をしていました（詩人としても大変有名で、若いころの作には社会の矛盾をついた「諷喩詩」が、晩年には玄宗皇帝と楊貴妃の愛をうたった「長恨歌」が有名です）。

その話は、宋時代の歴史書の『景徳電傳燈録』に出てきます。

鳥窠道林は、秦望山という所に住んでおり、どういうわけか高い木の上で座禅をしていたので、皆から鳥窠道林（鳥の巣和尚）といわれていたようです。さて、白居易は、杭州に赴任になった時にかねてからお話をしたいと考えていた鳥窠道林を訪ねました。

そして鳥窠道林に白居易は問いました。

「老師様はそのような高いところに住まわれて大変危険ではないですか」と尋ねると、

鳥窠道林曰く、

「毎日の生活に追われて心が安定しないあなたこそ、危ないじゃあるまいか」

そこで、白居易は上を見上げて、さらに「仏法とは、いったいどのようなものですか」と問いますと、

「諸悪莫作（しょあくまくさ）、衆善奉行（しゅぜんぶぎょう）、自浄其意（じじょうごい）、是諸仏教（ぜしょぶっきょう）」

と答えられたのです。

これを聞いた白居易が

「ただそれだけのことでしたら、三歳の幼児でもわかる話ではありませんか」と問うと、

「三歳の子供でも口にすることができることが、八十歳の老人でも実践できてない」

と答えられたのです。

仏道は、「言うは易く行うは難し」ものだと白居易もあらためて自らの至らなさを悟ったということです。この四句は、七仏通戒偈を典拠とします。

七仏通戒偈とは、過去の七仏が共通して読誦されています。一つひとつの戒を制定することなく、この四句で禁戒としたものといわれています。

諸悪莫作、「もろもろの悪をなすことなく」

衆善奉行、「もろもろの善をなして」

自浄其意、「自身の心を浄くせよ」

是諸仏教、「これが諸仏の教えである」

この偈文は、自分自身の行動を頭で考えることなく実践を通して自然と善い行動となることを教えてくれます。日々「実修実証」に精進してまいりたいと考えます。

令和五年七月六日発行
発行所　真言宗醍醐派宗務本庁
京都市伏見区
醍醐東大路町二十二
電話　〇七五－五七一－〇〇〇二

令和五年　告示第六号

真言宗醍醐派一般

令和五年五月二十六日付告知書の如く、真言宗醍醐派規則第二章第六節第十八条の規定に基づき、当選した真言宗醍醐派宗会議員は左記の通りである。

記

（届出順）

当選	奈良県	千光寺
当選	福岡県	不動院
当選	新潟県	萬覺院
当選	京都府	法界寺
当選	静岡県	一乗院
当選	三重県	大宝院
当選	香川県	道隆寺
当選	大阪府	大聖山不動寺
当選	兵庫県	善光寺
当選	北海道	弘法寺

大塚静弘
大原弘敬
丸山亮淨
岩城秀親
橘　栄徳
岩鶴密雄
和気正真
藤澤寛秀
大道厳猛
黒岩聖款
以上

令和五年六月十四日
真言宗醍醐派管長
大僧正　仲田順和

今月の掲載内容

・諸悪莫作　衆善奉行　1
・録事　2
・宗派だより　3
・末寺・教会・醍醐寺だより　3
・本庁からのお知らせ　3
・醍醐寺からのお知らせ　4
・令和四年度全国宗務所長会

録事

▼宗務所移動

四月一日
任岐阜宗務所所長　玉性院　玉護　雅秀
任岐阜宗務所副所長　佛眼院　富樫　優王
任岐阜宗務所代議員　三光寺　室戸　賢道
福満寺　井上　政弘
文殊院　山田　行圓
任京都宗務所所長　明壽院　吉岡　倫裕
任京都宗務所副所長　不動寺　嶋　悠海
任京都宗務所代議員　三明院　佐竹　俊晃
地福寺　伊藤　知足
勝楽寺　松田　章秀
谷之坊　伊藤　昭仁
大聖寺　松尾　眞弘
松尾寺　松尾　象空

▼教師補任

本宗籍

二月七日　律師　福岡　皆見　伽音

▼僧階昇補

本宗籍

四月十五日　権大僧都　愛知　水野　文秀
三月十八日　権中僧正　大阪　布野　善乗

▼責任役員任命

三月三十日　愛媛　蓮生寺　木村　久雄
五月一日　福岡　大衆寺　森岡　博子
五月四日　福岡　弘徳寺　高津　レミ
原中サダ子
内川トシ子
西村　郁代

五月七日　福岡　阿弥陀院　武谷　眞琴
福嶋　惠子
福岡　謹念寺　別府　志歩
谷山　光永
竹川　聰江
福岡　観音寺　吾郷　真一
五月十一日　福岡　宝明院　別府　志歩
谷山　光信
五月十八日　福岡　善覚寺　岩熊　大貴
栗原　孝恵
五月十九日　福岡　光明寺　今村　初音
今村　照晃
五月二十二日　香川　道隆寺　藤本ひろみ
和気　愛
香川　伊福寺　森口　澄子
森口　真梨
五月二十七日　香川　吉祥寺　森末　正彦
森末　文子
香川　海岸寺　上戸　智子
高橋　智子
香川　三角寺　和気　和子
和気　弘道
香川　薬王寺　清水　美和
清水千津子
香川　寶性寺　森口　澄子
森口　幹男
香川　多聞院　長尾　雅人
長尾　憲子
香川　利益院　北野　省一
中田　滋
五月二十八日　香川　摩尼院　中筋百合子
井内　好彦
香川　上生寺　横山久美子
新原　末夫

五月二十九日　香川　地蔵寺　加藤　恭子
香川　普門院　木村　法海
木村　勝美
香川　十波羅密寺　業天　隆士
業天　明子
木村　法海

▼総代委嘱

三月二十九日　愛媛　海雲寺　竹中　秀一
泉　邦廣
宮野　駛郎
三月三十日　愛媛　蓮生寺　篠原　学
谷口　英明
篠原　秀樹
五月七日　静岡　快長院　石田　正樹
杉田　錦吾
菊地　昌司
五月十日　神奈川(直)　大明王院　越水　正明
石渡　慶一
平田　嘉之
五月十六日　三河東部　大龍寺　筒井　洋治
亀甲　昌明
竹川　富久
七原　正博
倉橋　長久

▼承認・証明

五月十日　京都　資格証明書下付の件　渡邊　慧海
五月十五日　愛媛　海雲寺　宗教法人解散の件

宗派だより

第九十二回生　醍醐山伝法学院入学式
令和五年五月八日(月)　午前十時　伝法学院
北海道　荻原智範　大　阪　小松優人　和歌山　園田隆道　大　阪　草柳昇太
宮　崎　兒玉宗弘　栃　木　井上清樹　千　葉　佐藤陽介アンドレア

真言宗十八本山法話リレー　辻説法
第三回令和五年五月二十九日(月)　午後零時三十分　唐門前

末寺・教会・醍醐寺だより

得度式　令和五年五月十日(水)　午前十時　三宝院　弥勒堂
伝法学院生
荻原智範（智範）　小松優人（優人）　園田隆道（長隆）　草柳昇太（昇諦）
兒玉宗弘（宗弘）　井上清樹（清樹）　佐藤陽介アンドレア（俊覺）
三宝院憲深方特別伝授
熊　本　日熊丈(浄道)　愛　知　池上健一郎(健龍)
徳　島　清水俊輔(香総)　愛　媛　藤村水青子(水青)　京　都　姚婕(慧遠)
末寺徒弟
佐　賀　松尾祥江(宗祥)　岡　山　平田陶子(陶昭)

西国第十一番札所　准胝観音開扉法要
令和五年五月　十五日(月)　午前十時　開白法要
令和五年五月　十八日(木)　午前十時　中日法要
令和五年五月二十一日(日)　午後二時　結願法要

香川県五岳山誕生院善通寺　弘法大師御誕生千二百五十年記念大法要
令和五年五月二十四日(水)　午後二時
大阿闍梨　仲田順和座主猊下　御手替　壁瀬宥雅執行長
職衆　三　重　大宝院　岩鶴密雄　福　岡　不動院　大原弘敬
山　形　観音寺　瀧澤良祐　北海道　大心寺　荻原隆朝
兵　庫　善光寺　大道厳猛　香　川　道隆寺　和気正真
大　阪　大聖山不動寺　藤澤寛秀　香　川　伊福寺　森口宜帝
香　川　十輪寺　三好祥晃
醍醐寺　仲田順英執行　浦郷宜右執行　小暮徹順課長
会奉行　百目鬼幸秀課長　承仕　飯田俊海課長補佐

末寺・団参
令和五年五月　十八日(木)　神奈川　成就院　かむながらのみち　七名
令和五年五月二十四日(水)　鹿児島　報恩寺・性空洞・福岡　大師寺二十七名

本庁からのお知らせ

総務部より

宗教法人の寺院・教会は、毎年会計年度終了後四月以内に役員名簿と財産目録の写しを所轄庁（都道府県庁）に提出することとなっております（『宗教法人法』第二十五条第四項）。

この他にも、収支計算書、貸借対照表、境内建物に関する書類、事業に関する書類の写しの提出が必要となる場合があります（詳細は、真言宗醍醐派宗務本庁ホームページ又は、文化庁ホームページ参照）。

宗務本庁では、これらの書類の写しを本庁にも提出いただくことを、宗教法人並びに非宗教法人の寺院・教会にお願いいたしております。

財務部より

六月下旬から順次、宗費賦課金の請求書及び払込取扱票の発送を行っております。お手元に届きましたらご確認いただき、お早めのお振込みをお願い申し上げます。

※銀行自動引き落としにご登録の方へは、八月にお届けする予定となっておりますので、今しばらくお待ちください。

各種お支払いに関するお問い合わせは、宗務本庁財務部までご連絡ください。

教学部より

修験伝法教校
令和五年十月七日(土)～十月十一日(水)
※詳細は教学部までお問い合わせください。

教学部では、さまざまな研修会のご要望を募集しております。現地での開催希望の場合は宗務所単位や、ある程度の参加人数でのご相談となりますので、是非お問い合わせください。

醍醐寺からのお知らせ

三宝院門跡大峯山奥駈入峰修行
令和五年七月二十日(木)～七月二十二日(土)
※参加ご希望の方は本山までお問い合わせください。

弘法大師御誕生千二百五十年慶讃大法要
令和五年十月二十一日(土)
※法要次第と詳細は改めてお知らせいたします。

醍醐寺アカデミー・オープンテンプル
「寺院・教会の後継者」育成のための醍醐寺アカデミー、「仏教のこころ」を学ぶオープンテンプルを皆様もご活用ください。

入門コース
令和五年九月九日(土)　同年十二月二日(土)　令和六年三月九日(土)

専門コース
令和五年九月十日(日)　同年十二月三日(日)　令和六年三月十日(日)

令和四年六月二日

令和四年度全国宗務所長会

（議事要録）

令和四年度全国宗務所長会は、去る六月二日午前十時一分から総本山醍醐寺研修棟で開会。総務部、教学部、財務部からそれぞれ宗務伝達事項が報告され、午後一時三十六分に閉会した。

〔全国宗務所長会出席者〕

北海道宗務所長（欠席）　観音寺　佐々木康勝
山形北部宗務所長　寶隆院　茅原　秀英
山形南部宗務所長　普門寺　堤　全隆
新潟宗務所長（欠席）　不動院　小野　雅康
山梨宗務所長　行蔵院　壬生　浩之
静岡宗務所長　福昌院　天野　智文
三河東部宗務所長　快泉院　三宅　俊充
三河西部宗務所長　大照院　水野　興爵
尾張宗務所長　大龍院　林　聰
岐阜宗務所長　寶泉院　小森　芳順
三重宗務所長　滝谷山不動院　服部　秀快
京都宗務所長　大聖寺　松尾　眞弘
奈良宗務所長（代理）　妙法寺　大塚　知明
大阪宗務所長　聖寶寺　肥田　賢紹
兵庫宗務所長　大行院　上林　孝仁
美作宗務所長　道仙寺　林　晃州
備前宗務所長　金剛寺　菅野　舜仁
備中宗務所長（欠席）　西光寺　黒山　良淳
広島宗務所長　明光寺　村上　公明
山口宗務所長　地蔵院　河島　法照
鳥取宗務所長　青龍寺　城光寺照進
島根宗務所長（代理）　多福寺　山上　太全
高知宗務所長　正法寺　小松　優心
香川宗務所長　摩尼院　中筋　高照
愛媛宗務所長　東禅寺　佐々木康祐
福岡宗務所長　阿弥陀院　浅井　戒仁
大分宗務所長　海岸寺　瀧本　峰照
肥前宗務所長　良源寺　浦川　弘範
熊本宗務所長　本藏院　藏本　崇正
宮崎宗務所長　光明寺　谷山　光信

〔内局側〕

壁瀬宥雅宗務総長　仲田順英総務部長
浦郷宜右教学部長　三好祥徳財務部長
幹事・小暮徹順総務部課長

午前十時一分、着座。開会を前に座長選出が行なわれ、宮崎宗務所長の谷山光信師を座長に選んだ。その後、直ちに「開会式」が行なわれ、ご法楽の後、仲田順和管長（壁瀬宥雅宗務総長代読）は次のようにご親諭を述べられた。

親　諭（壁瀬宗務総長代読）

本日、全国宗務所長会議を招集致しましたところ、所長各位には、ご多忙中ご登山くださり、まことにありがたく御礼申し上げます。

世界中の人々を不安に陥れ、社会に混乱を齎した新型コロナ、その感染拡大が始まってから、早や二年半が過ぎようとしています。ようやく落ち着く兆しが見えたようにも感じられますが、終息にはまだまだ程遠い状況です。加えて、新たに起きた悲惨な戦争によって、石油や原材料の不足による物価高騰や食料危機となり、多くの人々が困窮しております。このように不安定で平和さえも脅かされている現在、世界の混乱の起因を調伏し、鎮めるべく醍醐寺は本年十月に太元法を修し、今上天皇御一代の安寧を祈ります。

皆様にとっても大変な時期とは存じますが、一刻も早く穏やかな日々が戻るために太元法の成就にご協力くださることを切に望みます。

最後となりましたが、皆様のご健勝を願い親諭と致します。

令和四年六月二日

真言宗醍醐派管長　大僧正　仲田順和

―谷山座長、座長席に着座後、各宗務所長の自己紹介―

壁瀬宗務総長＝令和四年度の宗務所長会開催に当たり、所長各位には法務ご多忙の中、枉げてご出席、ご登山賜りましたこと、御礼申し上げます。

まず、出席しております内局等のご紹介を致します。宗務総長・壁瀬宥雅です。よろしくお願いします。仲田順英・総務部長兼東京宗務出張所所長。浦郷宜右・教学部長。三好祥徳・財務部長。田中祐考・伝法学院院長。百目鬼幸秀・教学部課長。そして、幹事を小暮徹順・総務部課長。岩井美晴・財務長。その他職員を配備しています。

管長猊下におかれましては、お元気にお過ごしになっておられますが、年初に少し体調を崩されまして、現在は大事をとって静養していただいています。ご高齢でもありますので、無理のないように配慮しています。

それでは、資料「1　報告事項」に沿って説明させていただきます。まず、「1、弘法大師諡号下賜一一〇〇年慶讃法要報告」です。昨年、十一月二十六日から十一月二十九日に掛けて行ないました。弘法大師の大師号下賜は醍醐寺の第一世座主・観賢僧正が東寺長者をお勤めの折に、醍醐天皇に上奏され、ご入定されて実に八十六年の歳月を経て実現されたものです。観賢僧正は大師号授与の報告のために、新しい衣を携えて従者と共に奥の院へ出向かれました。そして、親

しく大師と対座されました。お大師様は色艶も良く髭も伸びておられましたのでお髭を剃り、新しい衣に着替えていただき大師号の下賜をご報告されました。大師の入定説がございますが、この入定説と同行二人の信仰は正にここから生まれたと言えると思います。醍醐寺にとって第一世座主の偉業は非常に誇らしく、全真言宗にとっても大きなことであったと存じます。

慶讃法要の第一日は堅義会を金堂において執り行ないました。堅義は一六〇九年に義演座主が再興され営まれましたが、それ以降、再び途絶え、実に四百年ぶりに今回再興されました。この再興には東大寺様の絶大なご指導と永村眞先生の力に依るところが大であります。

当日は晴天に恵まれまして、仲田座主猊下が探題を勤められ、田中伝法学院院長が堅者、東大寺、上司永照師が精義、醍醐寺及び東大寺から三名ずつが出仕して諸役を勤めました。この日は東大寺管長の狭川猊下をはじめ、前日開催された永村先生の三論についての講演を聴かれた方が聴聞される中、東大寺様からの熱心なご指導を得て無魔成満致しました。早速、本年七月六日の開山忌にはこの論議を行なうことにしています。また、二〇二四年に予定している開創法要では更に習熟した形でこれを行なってまいりたいと思っているところです。

そして、次のステップとしては伝法学院のカリキュラムにもこれを加えて、将来的には末寺においても顕教立の法要ができるようなところを目指せればと思っています。

第二日の二十七日は、庭儀理趣三昧を座主猊下御導師のもと、職衆十四口にて厳修致しました。各山の猊下やご重役、宗内外の多くの大徳のご参座を得まして、穏やかな中にも流れを重んじた現代人の感覚に合うような引き締まった法要が営まれたと存じているところです。

第三日、二十八日は、宗会副議長の大原弘敬師大祇師のもと柴燈護摩を厳修。

第四日、最終日の二十九日には宗会議長の岩鶴密雄師導師のもと、五重塔を開扉しまして、大師号を下賜された醍醐天皇を偲んで、醍醐天皇報恩謝徳法要を厳修致しました。

期間中はコロナ対策を十分に行ない乍らの法要でしたが、幸運にもコロナがちょうど落ち着いている時期に当たり、秋の拝観と共に比較的安心して全ての行事を執り行なうことができました。正に仏天の加護ということでございましょう。

次に「2、醍醐寺アカデミー（仮称・後継者バンク改め）」の件です。これを「醍醐寺アカデミー」という名称にしてまいりたいと思っています。一昨年の宗会で宗会議員様の発案があり、それを内局が受け止めまして実施に向けてコロナ禍でも進めている部分のものです。現在の経過をご説明致します。

まず名称ですが、先ほども申しましたように「醍醐寺アカデミー」と致します。現在、考えていることは、このアカデミーの運営部門と教育部門の組織化です。運営に関しては、すでに醍醐寺が立ち上げている一般社団法人があり、そこが当初は運営を致します。教育部門は「醍醐寺アカデミー」として先般来検討してきました後継者育成機関となります。アカデミーと称したのは、この教育機関が伝法学院だけでなく、イメージとしてはその前段の教育機関を成し、そこから伝法学院なり、学校なり、企業なりに進学、就職していくという選択の幅を持たせるという考え方です。その条件としては年齢や学歴は問わないということがあります。

また、このような選択制にしたことには、一個人の進路を固定化することの是非を考慮したものです。組織として醍醐寺から独立したものではありますが、全てに醍醐寺が関与してまいります。後継者を望まれる末寺や、その他の協力者等との綿密な規則や契約、精査を進め、決定してまいりたいと思っています。実際にスタートしないと分からないこともありますので、できるだけ早く実働に移せるよう努力してまいります。

次に「3、宗団財政について」です。宗費に関する小委員会を立ち上げることになっていましたが、長らくコロナ禍にあり、開催できない状況が続きました。ようやく五月十一日に準備会議を開催し、意見の集約をしました。この会議には宗会の常置委員会と専門分野の方々に出席いただきました。次回はここに所長様を加えて、従前の形で小委員会を開催してまいります。

議論のポイントは宗費の賦課方法が主になってくるのですが、宗務所下の場合は宗費免除寺院の問題があります。もう一つは、廃寺或いは転派による宗務所所属寺院の減少問題があります。

二番目は、宗務所がある都道府県内の直轄寺院、教会、これは宗教法人が対象ですが、この問題があります。

次が、責任役員、総代を任期満了時に更新しますが、この礼録の問題。

次に予算書、決算書の問題。そして、地域格差の問題。これらがポイントになろうかと考えているところです。できるだけ実態に則した公平な賦課ができるようにしていきたいのが内局の想いです。

今般のコロナ禍で影響を受けている末寺、あまり受けていない末寺があろうかと思いますが、タイミングとしては非常に微妙ですので、今後どのように取り扱っていくかを小委員会において慎重に諮問してまいりたいと思っています。

次は「4、太元帥大法厳修　今上天皇御即位記念」についてのご報告です。当初は昨年の四月にこれを行なう予定でしたが、今年に延期し、いよいよ十月にこれを執り行なうと決定致しました。三宝院弥勒堂で行ないます。現在、十月三日・開白、九日・結願という日程にしています。この大法の期間中においては、申し込み制で参座をしていただけるように致します。更に大法が結願してから、後拝みの期間を設定致します。まず、滅多に見ることができない壇の荘厳等をできるだけ多くの方に見ていただけるようにしたいと考えています。

太元帥御修法は、八三九年に常暁阿闍梨が唐の准南

省・栖霊寺・文祭和尚から太元帥法を授けられ、翌年、帰朝後、直ちに小栗栖・法琳寺にて太元帥法を修し、宮中においても後七日御修法に準じて国の安泰と陛下の玉体安穏を祈り続け、室町時代後半からは理性院にて専修されるようになりました。太元帥大法を祈る意義は、千年前から天皇御即位に合わせて太元帥法が修され、それが醍醐寺・理性院で行なわれてきたところにあります。これが史実に基づくものであることは言うまでもございません。そして、太元帥明王の法は調伏法で営まれることが知られているわけであります。

昭和のご大典の折、太元御修法の阿闍梨をお勤めになった松永昇道阿闍梨は、太元大法について次のように語られています。

『太元帥御修法は、後七日御修法に準ずる秘法であり大法である。

後七日法は「増益の壇法」であり、太元帥法は「調伏の壇法」である。その性質を相望すれば、後七日法は「積極的平和」で太元帥法は「消極的武断」である。

これを考察すれば、平和の法益は其の根源である消極的武断あればこそ実現する。積極的平和を求め得る事は、大手術を忍んでこそ健康体に戻る日もあると同様、調伏とは、調馬師の荒馬を調御するように、邪道より正道に、無軌道より軌道に引き戻す意である。調伏の字義を体得せねばならぬ。』とおっしゃっています。

また、調伏の字義についても「調伏とは、如何なることか。我々が健康を保つには、病になった時、その根源を治癒しなければ健康を得られない。ガンに侵された時はそのガンを摘出したり消滅させねば健康を取り戻すことは出来ない。

同様に、平和を求めれば、動乱の渦因を除くことが先決である。大元帥は平和の擁護身である。忿怒の形相をもって類なきは平和受楽のご請願によって明らかである。」とも述べられています。

現在、ウクライナで起こっていることを考えれば、今すぐにこの法を修する必要性を感じずにはおれません。十月にウクライナ情勢がどのような状態になっているかは推測できませんが、座主猊下は「大元帥明王の力を信じる」と断言されておられます。我々も世界の状況が少しでも良くなるように手を合わせてまいりたいと思っております。

次に「5、法要予定」を申し上げたいと思います。本年が太元帥大法を致します。来年、二〇二三年は弘法大師ご生誕一二五〇年慶讃の年に当たります。従って「弘法大師ご生誕一二五〇年慶讃法要」を行ないます。

また来年は、真言宗立教開宗一二〇〇年の年にも当たっています。来年は宗務所単位で本山に来ていただきまして、一座法要を勤めていただけないかなと考えているところです。宗務所単位というのはざっくりした形で申し上げましたが、もちろん一寺院でも結構です。

そして、二〇二四年は醍醐寺開創一一五〇年の年になります。これが一番のところでございまして、様々な法要を予定したいと思っています。

昨年の弘法大師諡号下賜一一〇〇年から始まり、今年の太元帥大法、来年の弘法大師ご生誕一二五〇年、真言宗開宗一二〇〇年を経まして、最終の二〇二四年に醍醐寺開創一一五〇年を迎えるということで、締めくくりに相応しい充実した法要を致したいと思っています。

そして、この法要の記念事業として、桜の植樹を中心に行ないたく存じています。

次に「6、神変誌について」をご報告申し上げます。『神変』誌については、発行の遅延が続きましたこと、お詫び申し上げます。今後は、毎月発行のものは新聞型のものとしまして、年二回、本誌を発行していく方向を採らせていただきたいと思います。後ほど、総務より詳細をご報告申し上げます。

次に「7、五大力信仰」についてですが、去る二月二十三日に充分なコロナ対策を施した上で開催致しました。末寺教会が扱っていただいた御影については、「教化布教費」を支給する方策を採ってこれを進めているところです。また、新潟宗務所においてはここ数年に引き続いて、四月十日に仁王会法要を厳修していただいたと伺っています。教線拡張していただいていること、本当にありがたく存じています。

次に「8、伝法学院」です。伝法学院に関しては、昨年度の学院生は一名でございました。今年度は二名が入学して頑張っています。

次に「9、種智院大学報告」です。種智院大学の運営は依然として厳しいものがございます。醍醐寺の取り組みとして、年間三名の学生に対し授業料等を助成し、送りこむ方策を採っています。現在この制度を活用している学生はいませんが、今後「醍醐寺アカデミー」の取り組みが進捗すれば、その教育の一環としてこの助成制度が更に活用されていくと思っています。

次に「9、宗教法人の正しい理解」です。予てより寺院、教会を取り巻く環境は厳しいものがあります。人口が減少する中で、墓終いとか檀家離れの問題があります。それに加え、コロナ禍において、国が宗教法人に対して行なってくれる支援は極めて限定的でありました。これが今回分かった訳ですが、こうした非課税法人への国の理不尽な対応は正していかなければならないと考えています。しかし、その為には一方において、宗教法人もまた『宗教法人法』を理解し、その法人が担う義務を果たしてこその主張となることも大変重要であります。

宗会や所長会において毎回のように申しておりますが、宗教法人として醍醐派の一員として、基本的義務を務めていただくことが非常に大事です。

現在、宗務本庁が勧めていることは、備付台帳を完備すること。所轄庁への提出書類を本庁にも提出をしていただくこと。これは毎回申し上げていることですが、なかなか進んではいません。所轄庁への提出書類というのは、役員名簿、財産目録、所轄庁へ提出したのであれば収支決算書。そして、包括法人の台帳整備としては、法人登記簿謄本、法人規則写、代表役員印鑑証明、所有土地建物登記簿謄本、境内見取図です。

宗教法人の公益性は、国が定めるものではなく、地域を中心とした人々、国民の判断に委ねられるべきも

のであるという観点に立たねばなりません。言わば社会のニーズに応える活動が出来得ているかということです。数年前に全末寺に「あなたのお話をお聞きします」というプレートを配布致しました。寺院、教会の基本的活動は、人々に安心を与えることに尽きると思っています。そのためには寺に人を招き、話を聞くことが第一歩になると存じます。「あなたのお話をお聞きします」という標語そのものになると理解しています。簡単な一枚のプレートですが、本質を突いたものであることをご認識いただきたいと思います。引き続きこのプレートの活用をお勧めします。

次に「10、醍醐寺報告」としては、福祉事業としての醍醐寺境内南の空き地を活用した「グループホーム」は、運営を始めて足掛け十年目となりますが、順調に推移しているところです。

最後ですが、「11、特別展「真言の名宝」各山会主催、東京国立博物館（二〇二六年）」です。

真言宗各山会においては二〇二六年の夏に東京国立博物館において、読売新聞社協賛のもと「真言の名宝（仮称）」と題して特別展を開催予定です。醍醐寺にも数点の出陳依頼が来ており、協力してまいりたいと思います。開催の折には東京国立博物館へお運びいただきたいと思います。

―午前十時四十四分から午前十時五十分まで休憩―

仲田総務部長＝このコロナ禍の二年半、宗務においても滞ることがあり、所長様方にもご迷惑をお掛けしました。しかし、その中でも醍醐寺、宗務本庁として、コロナ禍を乗り切るため種々、対策を検討しています。来年に向けて様々な活動についても、しっかりと実行し、未来へ向けての準備も整えています。宗務総長の施政方針に沿い、総務部としての基本方針を述べさせていただきます。資料「2　令和４年度総務部基本方針と実務計画」をご覧ください。他に資料「3　包括宗教法人台帳整備提出書類」、「4　真言宗醍醐派寺院・教会・教師数現況」を付けていますのでご確認いただければと思います。

基本方針については「①宗教法人の理解と社会の変化への対応」「②不活動法人対策と後継者問題への対応」「③正しい情報発信と情報共有」の三つです。

何よりも、いつもお願いしている法人の備え付け書類についてです。すでに提出していただいている寺院もございますが、所轄庁に提出すると共に本庁にも必ず提出をお願いします。本庁から役員名簿は送らせていただいていますので、資料「3　包括宗教法人台帳整備提出書類」をご確認いただき、これに沿って書類の提出を徹底していただきたいと思います。宗務所下寺院への伝達をお願い致します。宗教法人はお寺であると同時に法人格を有しているということですから、『宗教法人法』に基づく決まりを守らなければなりません。今は大丈夫ですが、将来的にはこの決まりを守らなければ、法人格の剥奪や不活動法人扱いになってしまいますので、書類の提出を重ねてお願い致します。

収支計算書については、収入が八千万円以上の寺院が提出の対象になりますが、これも作成はあまり難しいものではないので必ず作っておいていただきたいと思います。

いつ不測の事態が起こるか分かりません。今までも役員の変更をしていなかったために不活動法人扱いになったり、財務的な問題、後継者問題等で提出書類が不備であったために、県庁から許可が下りなかったこともあります。それらの問題が起こった時に、役員名簿を提出していたということが基本中の基本になります。また、財産面については、法人と個人を分けて管理していたということも大切になります。宗教活動と言うよりも事務仕事になってしまいますが、法人格を与えられている以上、やらなければいけないことですので徹底をお願い致します。

近年、文化庁、所轄庁では宗教法人への対応について見直しが行なわれています。研修会に行きましても、役員名簿の提出については厳しく言われていますので対応が必要です。その他については資料に書いてある通りです。

次に「②不活動法人対策と後継者問題への対応」です。対応策の一つとして、先ほど宗務総長が申しました「醍醐寺アカデミー」の設立があります。これは、これからの醍醐派にはどのような人材が必要になるのということをしっかりと見つめること。これは「祈りの後継者の育成」という命題を持って、広く門戸を開くことによって末寺徒弟の方にも伝法学院に入る前に密教や祈りについて学ぶ機会を少しでも設けることができるのではと期待しています。

間もなく、大学でよく行われるオープンカレッジのようなオープンテンプルをやろうと思っていますので、ぜひ末寺徒弟の方や大学に通っている方でも一日醍醐寺に来て修行体験とまではいきませんが、お寺の雰囲気に触れていただけるようなことを考えています。また、宗務所長や宗会議員、徒弟を持つ末寺の住職方に「醍醐寺アカデミー」の講師になっていただいて後進の指導に当たっていただきたいという構想も固めています。

順次、この夏からオープンテンプルのようなものを試しながら、来年度、再来年度に実働させていきたいと思っています。後継者問題の大きな解決策にできればと祈っております。合わせて、これが不活動法人への解決に繋がっていければと考え、実施していきたい。

もう一つは、不活動法人についてです。これは、役員名簿の提出や役員を揃えていることが非常に重要になります。これを怠ると不活動法人と判断されてしまう可能性があります。代表役員に任期はありませんが、責任役員と総代にはあります。この任期を守り、任期満了毎に更新を必ずしていただきたい。役員の任期満了については更新するための書類を毎回送らせていただいていますので、それに署名捺印をいただいて送り返していただくだけで、手続きは済みます。もちろん宗務所のほうで把握していただければという想いもあります。

そういったことも含めて、今年度ぜひ宗務所長様に

実施していただきたいことを今からお伝えします。先ほど宗務総長が申し上げました、宗費の見直しに関する検討の中にも入っています。宗費の改定には小員会を設けて、様々な角度からの検証が必要です。少し検証を始めましたが、やはりいろいろな問題が出てきました。ただ、これを検証ばかりしていても進みませんので、実施できることは実施したいと思っています。これは総務部、財務部で長年検討課題になっていたのですが、先ほど申し上げた責任役員、総代の任期満了の手続きです。今までは各寺院に直接お送りさせていただいていました。しかし、その中で任期満了毎に欠かさず申請していただいている寺院と、全く申請されない寺院があります。ここに格差、不平等が生じています。つまり、三年毎、五年毎の任期満了時に申請をして手数料も払っておられる寺院と、放っておいて手数料も払わない寺院があるということです。これは宗務所下の寺院でもあります。せめて宗務所下寺院は宗務所長様には大変ご足労なのですが、ここを一緒に是正していければと思っています。

これに伴い、宗務所長様宛に所下寺院の役員更新の現状一覧をお送りします。以前にもリクエストをいただいていたのですが、システム的に難しい面がありました。しかし、一覧で出せるようになりましたので送らせていただきます。この宗務所長会議が終わりましたら、各宗務所で総会等開かれると思いますので、それまでにはお送りしたいと思います。近日中に宗務所での集まりがある場合はおっしゃっていただければ優先して出させていただきます。今月中を目途に送付致します。

それほど多数の寺院が役員の更新を行なっていないというわけではありませんが、これを統一していくことから宗費改定の第一歩とさせていただきたい。何よりも、不平等が生じてしまっていますから、本庁としては各寺院に平等に更新をしていただきたい。

これは、不平等の是正の目的もありますが、役員の更新をしていないということは、代表役員が宗教法人の運営について理解していないと判断されてしまいます。我々はお寺から給料を貰っていますし、住職であると同時に代表役員であるわけですから、代表役員であることしっかりと理解した行動が非常に大切になってきます。

もちろん、一番大切なのは僧侶として人々に安心（あんじん）を与え、法を説くことですが、残念ながら我々が宗教法人という法人格を受けている以上は代表役員としてやるべきことを果たさなければいけないということです。そのための役員更新ということです。これは最低限と思っていますので今年度、本庁として力を入れたいと思っています。

それほど数は多くないので、これによって本庁に手数料がたくさん入ってくるということはございません。財政面よりも平等に役員を各寺院が更新していくことを目的としています。直轄寺院についても、任期切れの場合は何度もお願いをしていきます。

次に「③正しい情報発信と情報共有」です。ホームページ等も利用して発信していますが、『神変』を毎月六日に発刊します。皆様のお手元には十日頃には必ず届くようになります。『神変別冊宗派だより』という形にして体裁を資料に添付していますのでご覧いただければと思います。

今まで発刊が遅れたのは、『神変』は学術書の役目もありましたので、学術的なものを載せなければいけないということがありました。これに対する構成や確認。また、行事等についても細かく載せていましたし、門跡様の原稿を必ず掲載することもしていたので、その作業に時間が掛かっていました。

『神変別冊宗派だより』はフォーマットができています。一頁目に見出しや大きな行事のご案内、宗会や宗務所長会の告示等を載せます。二頁目には禄事を載せます。これは一頁で収まるか二頁になるか分かりませんが載せます。それから、「末寺へのお知らせ」や「末寺教会だより」を載せていきます。ここには醍醐寺の行事も載ることになります。今までは記事として載せていましたが、これからはもっと簡単に掲載します。その下には「本庁からのお知らせ」を載せます。ここには必ず総務部、財務部、教学部から何らかのお知らせが出てきます。また、告示もしなければならないので、敢えて『神変』という名前はそのまま使いました。これは『宗制』に『神変』で告示するように書いていますので、そこを守るためです。

今までの『神変』に掲載されていた学術的な部分については、春秋を予定していますが、本にしたものを出させていただきます。また、議事要録については、別刷りで宗派だよりの中に入れさせていただきます。大きな行事の報告も別冊で報告させていただきます。何よりも本庁と末寺の連携を密にしていくことがこれからの時代は必要になってきます。宗団一体となって末寺同士の横の交流も含めて情報共有をしっかりするためにも「宗派だより」を出すという形にしました。

六月号までは今まで通りの『神変』を発刊しまして、七月からこの形になります。次に冊子で出る『神変』は来年の春になります。

最後の頁は広告の頁になっています。ここは皆様方のお役に立てるようなところから広告をいただくようにお話をしています。七月、八月はお試し期間ですが、九月号からの掲載になるかと思います。どうしても、広告を出したい業者等がありましたらご紹介いただきたいと思います。半年区切りで広告の交代を予定しています。こういった形で、『神変』の別冊を来月より出してまいります。これは宗会でもお約束致しました。

今まで寄稿等をお願いしていましたが、そういったものは、冊子にする『神変』のほうに載せさせていただくと思います。ですから、末寺へのお知らせについては、冊子の『神変』と『神変だより』の二つで行ないます。また、末寺からのご連絡が多ければここは寺院・教会の行事等の情報共有する場所としたいと思っています。

この一枚を読めば、今後、どのように宗団が動いていくのか分かります。また、宗団からのお願いを絶え

ず発信させていただいて、情報共有をしていく方向で進めていきたいと思います。

今年度、来年度、再来年度と続きます各行事に関しても皆様方にご伝達してまいりますが、その中でも本年は太元帥大法を厳修致します。末寺の皆様には醍醐寺からお参りのご案内等をさせていただきたいと思っています。もちろん宗務所で纏めていただいて、ご参拝いただくことも可能です。

今回は後拝みもできます。ぜひ「太元帥大法の消極的武断の中にも平和を願う心がある」ということ。また、「平和を願う祈りは、聖宝様以来、脈々と受け継がれている」ということを少しでも多くの方に知っていただきたい。もちろん秘法ではありますが、法要にも秘の部分とそうではない部分もありますので、そうではないところはお参りいただけるような形を採りたいと思っています。ぜひ宗務所の皆様方でお参りしたいということであれば、纏まってお参りをしていただければと思います。そういったご案内は『神変』にも載せますが、別にお知らせをさせていただきます。

来年については、先ほど申し上げた通り、宗務所毎、もしくはいくつかの寺院が纏まって、ぜひ弘法大師空海ご生誕のお祝いの法要を本山で厳修致します。これは、まず今年度中に宗務所長様にご案内致します。何時からという期限はまだ決めていませんが、期限を決めまして、その中でご法要をお願いできればと思っています。もちろん単独の寺院でも結構です。

それから二〇二四年については「醍醐寺開創千百五十年慶讃法要」が予定されています。醍醐寺は二〇一八年の台風二十一号でかなり被害を受けてしまいました。その復興事業と今後の文化財の修復等に重点を置き、サクラやモミジの植樹を中心に「令和の大植樹」として計画を進めています。この計画に入るために、三年間、文化庁と協議を致しまして、『文化財保存計画書』を出させていただきました。大変良い冊子になっておりますので、もしご希望があれば冊子をお渡しさせていただきます。この保存計画ができることによって、この場所なら植樹ができるというところが大体、確定しました。今年度よりその植樹計画を皆様方に打ち出していきたいと思っています。

植樹については宗務所で一本とか、いくつのお寺が集まって一本とか、お寺で一本、個人で一本と幅を持って植樹できるようにお知らせします。この御遠忌事業はこの植樹を皆様方にお願いしていこうと考えています。

仁王門の両脇はなかなか復興できずにおりました。あれも文化庁の許可がなかなか出なかったので、原状復帰として元の杉林に戻せ」と言われていましたが、そうではなく、あの場所にはそれぞれ無量寿院、また三宝院跡がありますので、その跡を十分に活かした植樹の計画を立てたいということで、申請、協議をした結果、保存活用計画が通ったということです。今後の植樹計画については皆様方に順次発表していきたいと思っていますので、ご協力のほど、お願い致します。

また、東京宗務出張所として、最後にご報告をさせていただきます。コロナ禍において、ＺＯＯＭ会議等も増えてまいりました。また各地方からのＺＯＯＭによる会議への参加も増えています。不活動法人問題や、宗教法人の管理の在り方等の研修会もありますので、ＺＯＯＭで参加できるような会議があればご案内させていただきたいと思っています。ご希望があればいつでも本庁へご連絡いただければと思っています。

何度も同じことの繰り返しになりますが、宗教法人台帳の提出書類については再度お願いさせていただきます。これは財産目録や収支決算を、本庁が末寺の財政を把握したいとか、確認したいとか、そういうことでは全くございません。必要な書類としてしっかりと整えておいていただくことで、本庁に問い合わせがあった時に、それに対して回答ができるということになってまいります。最近はコロナ禍により宗教離れが一層進み、それに伴い過疎地域では無住寺院も増えています。そういった無住寺院を狙っての宗教法人の売買というようなことも実際に起きています。他宗では結構問題になっておりますし、醍醐派でも同様です。そういったことも含め、提出書類の徹底をお願いしたいと思っております。

浦郷教学部長＝それでは、早速、資料「５　令和三年度宗務本庁教学部事業報告」と資料「６　令和四年度宗務本庁教学部事業計画（案）」に基づいて、ご説明をさせていただきます。

まず資料「５　令和三年度宗務本庁教学部事業報告」です。昨年、前回に引き続き、やはりコロナ禍において中止の行事も多々ございました。その中で、まず開催できたことを申し上げます。三宝院得度式、これは令和三年七月五日に行ないまして、伝法学院生一名と三憲伝授者一名が受戒しました。

次に、第五十回修験伝法教校を令和三年十二月八日から十二日まで開校致しまして、初級が十二名、中級が六名、上級三名の計二十一名が参加されました。同じく令和三年十二月九日に修験得度式を行ない、初級の方も含めて六名が受戒しました。

続いて、声明公演でございます。令和三年十一月二十三日、「弘法大師諡号下賜一一〇〇年慶讃法要」記念公演として、「śabda-vidyā 聲明（しょうみょう）」ということで、金堂で開催致しました。

続いて、教学研修会です。令和四年三月九日に、これは日本女子大学の藤井雅子先生に「三宝院流と三宝院門跡」という題で、そして壁瀬執行長より「太元帥明王と太元法」という題で演台に立っていただきまして、ご講話をいただきました。今回の研修会は、今までは醍醐派の教師だけを募集していましたが、これだと人が集まらないと思いまして、広く他派、そして在家も参加できますよということで参加を募ったところ、急なご案内でしたが、結果的には参加者が十六名、そしてＺＯＯＭでも聞けるようにしたので、ＺＯＯＭの参加者が四十四名、計六十名が参加されました。今後もこういったことを続けてまいりたいと思っています。

続いて、伝法灌頂です。令和四年三月二日、伝法学院生一名、三憲伝授者二名が戒壇を受けまして、成満

されました。

その他、令和三年、コロナ禍で中止した事業は資料通りです。割愛させていただきます。

裏面をご覧ください。「特別行事（宗派内）」です。これは令和三年十月十二日から同年十一月二十一日まで、京都宗務所下の法界寺様が東京国立博物館で薬師如来像を出陳なされております。そして令和四年、これは三月二十三日となっていますが、四月十日に訂正をお願い致します。新潟宗務所仁王会法要が、これは予定と書いてありますが、開催されています。これは宗会の時の資料そのままですので、そこの部分は訂正をお願いいたします。

続いて、「特別行事（醍醐寺）」です。令和三年四月十五日、午前十時から五大力病魔退散祈願法要を金堂で行ないました。そして、「弘法大師諡号下賜一一〇〇年慶讃法要」の行事は、まず法要が令和三年十一月二十六日、竪義会及び平座理趣三昧法要を金堂で行ないました。同じく竪義会を午後から行なっております。続いて、次の日の十一月二十七日は庭儀付咒立の二箇法要を行なっています。そして二十八日は柴燈護摩、二十九日は醍醐天皇報恩謝徳法要を五重塔で行なっています。同じく二十九日は清瀧大権現末社復興報告法要を清瀧宮で行っております。

続きまして、「講義」です。十一月二十五日に日本女子大学名誉教授であります永村眞先生をお招き致しまして、醍醐寺竪義会の解説を行なっていただきました。

続いて、「行事」です。十月十五日から十二月五日まで、秋期特別展「弘法大師と醍醐寺」と題して、霊宝館で展示を行なっております。十一月二十一日から十一月二十九日は三宝院夜間特別拝観を三宝院で行なっています。十一月二十七日から二十九日まで、これは五重塔の一般公開を行なっておりまして、お大師様の壁画を直に見ていただくということで大変多くの方に拝観していただきました。

続いて、十一月二十一日から十二月五日、落合陽一さんをお招きして、「物化するいのちの森―計算機と自然―」ということで、これは仁王門を入って右側の台風で木が倒れたところに、こういう題目で、電子パネルを並べて展示していただいています。そこでは声明公演も行なっていますので、大変効果があったというか、評判が良かったイベントでした。

続いて、その他の「醍醐寺・教育関係の取り組み」についてです。「京の杜プロジェクト～サクラがつなぐ架け橋～」に立命館小学校と京都市立醍醐小学校が参加しています。また、地域連携における文化財鑑賞事業として、京都市立醍醐中学校と連携しています。また、寄付講座として種智院大学、日本女子大学、京都橘大学へ本庁の職員が出向いて講座を行なっています。他に去年、特別に行ないました、「令和の寺子屋」と言いまして、これは京都南ロータリークラブと醍醐寺が主催したもので、小学生を集めて、料理のことだとか作法のこと、いろいろなことを学ぶ機会を設けました。これも非常に評判の良いイベントでした。次に、「生け花講座」です。これは京都橘大学で例年行なっている講座です。以上が事業報告です。

続いて、資料「6　令和四年宗務本庁教学部事業計画案（案）」です。「案」ですがこれは通っていますので「計画」です。

「三宝院得度式」は令和四年五月にすでに開催しています。

続いて、「第五十一回修験伝法教校」を令和四年九月に開催します。「九月頃」とありますが、九月に開催することは決まっています。

次に、「御親教・導師派遣並びに講師派遣」ですが、これは要請があればお受け致しますので、早めにご申請いただければと思っています。

続いて、「教学研修会」です。令和五年三月に開催予定。そして、仏像・文化財取り扱い講座の研修会を予定しています。教学研修会については、令和五年三月が例年の如くなのですが、今年は一回ではなく数回行なう予定です。ほぼ決定なのですが、八月二十三日に研修会を行なう予定です。この研修会の内容は理性院流についてです。今年三月九日の研修会は、日本女子大学の藤井雅子先生をお呼び致しまして、「三宝院流と三宝院門跡」ということで講義をしていただきました。

今回も藤井雅子先生に今度は理性院流について講義をしていただきます。藤井雅子先生は午前中に講義をしていただいた永村眞先生に今度は太元法について講義をお願いしております。この太元法については、二年前に種智院大学でも同じようなことを永村先生は行なっておられますが、更に新しい史料も踏まえて、「レベルアップしましたよ」ということでしたので、「ならば是非ともう一度、お願いします」ということで、二部構成で行なう予定になっています。ＺＯＯＭで参加できるようになっていますので、わざわざお越しにならなくてもよいようにしていますので、ぜひ参加していただきたいと思います。

こういったことも今後はどんどんやっていきたいと思っていまして、先ほど総務部長がおっしゃっていた別冊『神変』の「教学便り」、「教学部のお知らせ」の中にもそういったことを入れていきたいと思っています。

また、以前は『神変』とは別に申込書等を送っていましたが、それもコストが掛かることですので、「宗務所便り」の中に掲載して、ＱＲコードか何かで読み取ったらすぐ申し込みができ、メールで全部やりとりができるように体制を整えていますので、メールアドレスを本庁に登録していただければ、スムーズな参加申し込みができるように今後はなっていくと思っています。

それから、研修会について、去年、私が「宗務所下で何かリクエストがないか」ということをお尋ねしたところ、静岡宗務所からいろいろご希望をいただきました。ありがとうございます。他の宗務所下の方も、「こういった研修会を開いて欲しい」という希望がございましたら検討致しますので、リクエストをいただきたいと思っています。

また、研修会の希望がある宗務所には、ＺＯＯＭで

参加できるのであれば、どこでも開催できるような環境になりますので、本山、宗務本庁で開催することができなくても、宗務所でやることも十分できます。そして、全国で募集することもできますので、今後はＺＯＯＭで、地方開催で講習会を開ける環境も整えてまいりたいと思っています。研修会については以上です。

次に、「布教研修会」です。真言宗青年教師布教研修会の参加を呼び掛けております。これは毎年秋に行なわれますが、なるべく今後は力を入れていただいて、「醍醐派はいつも少ないよ」と言われないように、「醍醐派は凄いね」と言われるぐらいに参加を呼び掛けていきたいと思っています。

次に、声明公演です。これも毎年秋の夜間拝観に合わせて開催しています。法流顕彰法要として、様々な方策を検討しています。

続いて、「寺庭のつどい・准教師講座」です。伝法学院生の護摩加行中に開催し、座主の講話と伝法学院の護摩参座を予定しています。准教師制度の推進も行なってまいりたいと思っています。この件についても、教学研修会と同様に、今まではいろいろと、これが「布教研修会」や「教学研修会」、「寺庭のつどい」だとか、そういう名の下にやってしまうと、どうしても締め付けと言いましょうか、例えば「寺庭のつどい」ですと、奥様方だけしか参加できないというような感覚に捉われてしまいますので、そういったことではなく、もっと多くの方が参加できるように今後は進めていただきたいと思います。

あくまでも教学研修会が大まかなタイトルであって、その中に今回は布教研修会寄りの講座、今日は寺庭のつどい寄りの講座というように分けてやりたいと思っております。参加者は、誰でも良いというのはおかしいですが、広く他派の方や僧籍を持っていない方も参加できるような研修会をどんどん開いていきたいと思っています。

次に、「その他」です。ホームページ等を活用した各資料の作成です。今現在、本庁に申請していただく書類等が、例えば住所が後に来たり、名前が先に来たりと書類によって順番が逆になっていますので、それを統一して、同じ順番で書けるようにしたいと思っています。そうすることによって転用が利いたり、判子を押すところも決めて、申請し易い環境を整えてまいりたいと思います。

そして、研修会もそうですが、いろいろな申し込み用紙も、各行事等の申込用紙によって全然スタイルが違うということが多々ありますので、これもなるべく統一していきたいと思っています。これは年内、もう少し時間を掛けてやってまいりたいと思っています。

以上で教学のご報告は終わります。

三好財務部長＝お手元の資料「7　寺院教会宗費納入状況表」をご覧ください。

令和三年、二〇二一年度の欄をご覧いただきます。各宗務所をご確認いただきまして、下の合計二千三百二十三万九千六百八十八円の賦課金。そこから免除額を引きました納入額が二千二百万九千二百四十四円の納入をいただいております。免除寺院以外から百パーセントの納入をいただくことができました。重ねて御礼を申し上げます。

先ほど総長の施政方針の中にも出てまいりましたが、寺院数の減少や免除申請の問題、宗務所下寺院か直轄寺院か、或いは地域格差の問題等を踏まえて、小委員会が開催される予定です。そこで話し合われたことも、次回はご報告できるかと存じます。

末寺の皆様もご自坊が大変な状況かと思います。また、宗務本庁においてもいろいろな方策を考えながら、コロナ禍の状況の中、歩みを進めてまいりましたが、正直に申しまして、そろそろ限界かと存じます。

また、醍醐寺も本年度から大変な状況を迎えることとなっています。その中、皆様方のお知恵も頂戴しながら、前向きにこの宗団が進めることを考えまして、私共も日々精進をしたいと覚悟を決めています。ご協力の程、伏してお願い申し上げます。

合わせて、資料「8　令和四年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出予算書」もお手元にご用意させていただきました。ご一読をいただきますよう、お願い申し上げます。

引き続きご理解、ご協力の程、お願い申し上げまして、財務からの報告とさせていただきます。

―午前十一時四十五分から午後一時まで休憩―

谷山座長＝それでは、質疑に入ります。内局からの報告に対し、ご質問等がございましたら、挙手をし、宗務所名をおっしゃった上でご発言いただきたいと思います。時間の都合もございますので、質問等はなるべく関連付け、重複しないようにお願いします。では、ご質問がある方は挙手をお願いします。香川宗務所。

中筋香川宗務所長＝資料「2　令和四年度総務部基本方針と実務計画」の中で、役員任期満了案内発送は四月・八月・十二月の年三回となっています。これは去年の宗務所長会にＺＯＯＭで出席した時にもお願いしたのですが、総代、責任役員更新の申請書類で宗務所長印を押印する部分が、空欄の部分が少ないので押し難いと。「数行空けて押し易くしていただきたい」というようなことをお願いしたのですが、今年、発送していただいた分についてはそういうようなことがなかったのですが、これはどんなものでしょう。

仲田総務部長＝私も個人的にもお願いをされておきながら、対応できていなくて申し訳ございません。これは印字の関係でどうしてもシステムごと変えなければいけないということが分かりまして、今、検討しています。費用が掛かってしまうので、全体のシステム見直しも含めて、この印字の問題についても検討しています。一つ一つ手作業でやるという手もありますが、何分、数が多いので、今回発送する段階ではなかなかそれが難しかったということです。今後、各役員の提出期限が切れていることに関しても、ご連絡させていただきますので、書式の変更も対応していきたいと思います。もう少しだけお待ちいただければと思います。

中筋香川宗務所長＝その中で、ホームページから各申請書のダウンロードができますが、そういう原本の中でも「ちょっとここは違うな」というような部分については、システム云々ではなく、先ほどの改行を少し入れるとかいうようなことについては、軽微な修正ですから委託業者、会社に依頼しなくても、担当者でもある程度対処できるような状況に持っていくようにできればどうなのかなと。余計なことかも分からないですが。

仲田総務部長＝軽微なものに関しては、遠慮なく総務課のほうへおっしゃっていただければ、対応できるものは対応していきます。

中筋香川宗務所長＝もう一点、最後です。異動等によって寺院と教師名が違う、或いは教師の名前が旧字で戸籍のほうではあるのに、新字で文書を送って来るというような場合、昔はそれで良かったかもしれませんが、最近は第二水準とか、そういう昔の字なんかも登録できるので、例えば単語登録すれば郵便番号とか、住所、氏名、寺院名とか、ＩＤ番号、電話等、何か入れるとすぐ出てきて、それをコピー・ペーストするような感じにすれば、事務の効率が上がるのではないかなと。二〇〇二年の段階で、Ｗｉｎｄｏｗｓの場合、百万語ぐらいは単語登録ができるということです。もし単語登録ができなくても、寺院・教師の一覧表のようなものをきちんと作成しておれば、誤字とか、教師と寺院名が違うという部分の修正等を一々しなくても良いように思います。そのようなところからでもなさっていただいたら如何かなと思います。

仲田総務部長＝貴重な意見をありがとうございました。そういったところもしっかりと対応していきたいと思います。漢字も一つのシステムに依らないと駄目だったのですが、今はクラウド化を進めておりますので、そういった対応もできるようにしていきたいと思います。

堤山形南部宗務所長＝二点ほどお聞きしたいのですが、二〇二四年の醍醐寺開創一一五〇年記念慶讃法要で桜の植樹とありますが、これは地方寺院でも植樹をやってもらいたいようなことをお話ししたと思うのですが、どれぐらい掛かりますか。桜の苗というのは。

壁瀬宗務総長＝苗木、成木で違います。値段設定はまだしていませんが、成木ですと一本三十万円を超えるかと思います。種類によっても若干違います。しだれ桜のほうがもう少し値段が高くなると思っています。その他苗木ですと、これはもっと安くできると思います。ただ、それをどういう形にするのか、一口いくらで何人か集まっていただいてする方法もできるかと思いますし、まだその辺の募集の仕方というのは考慮中です。

堤山形南部宗務所長＝もう一点、教えていただきたいのですが、資料「４　真言宗醍醐派寺院・教会・教師数現況」の中で、「寺院」で解散と廃止とあります。解散と廃止はどう違って、例えば手続きするのにどちらが簡単かとかいうことはあるのでしょうか。

壁瀬宗務総長＝解散というのは、法人の場合に解散という言葉を使っております。そして、廃止は非法人の場合に廃止という言葉を使うと使い分けているということです。

服部三重宗務所長＝一点、お聞かせいただきたいのですが、先ほど総務部長のお話、また実務計画の中にもありました任期満了に伴う役員更新案内の発送の件ですが、何かしら宗務所内においても問題のある寺院というのは必ずこれが整っていないというのが、短い間の経験であるところです。

それに関連付けて、不活動寺院に関して、「現地随時、宗務所との連携」と実務計画の中に入っています。いつも個人的に言わせていただいて申し訳ないですが、私の場合は総務部長等々、総務課の方にいろいろ相談をさせていただいて、各寺院に出向きまして、いろいろな実務をさせていただいているのですが、相手のあることなので、それがなかなか進まない。ましてや任期満了について、新しく選任をするにしても、手数料等々のお金が掛かってくると。そのお金も出てこない。そういった時に、一生懸命、説得はするのですが、ここにも書いてありますが、「現地随時」というのは、どの時点で現地に赴き、本庁として共にご指導をいただけるのかというラインがあれば、教えていただければありがたいです。

仲田総務部長＝線を引ければ良いのですがなかなか難しいところはあります。今回、システムも分かり易くしましたし、任期も一覧が出るようにしましたので、どこに問題があるのかということも本山で把握できるようになりました。所長様方との情報共有も大分できるようになりましたので、任期のこと、費用が掛かるということも含めて、ご説明が必要であれば行くように致します。

ただ、本庁も今は職員が少ないので、私が全部赴ければ良いのですが、日程の調整等難しいので、課長、課長補佐といった者がお供しまして、存続するのか、解散にするのか等、ご説明しに行きます。もう少し言わせてもらえば、宗務所から負担されている宗費をお払いくださいというお願いにも一緒に行けるようにしたいと思っています。

今年は予算が少し取れているので、ご要望が多くなれば、来年度の予算の中にそういった活動費を織り込み、宗会にお願いすることもできると思います。今のところ全部で六ヶ所ぐらいは行ける程度の予算が取れていますので、遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

役員を必ず整えていただくことを総務としては強調していきたいと思いますので、そのようなご理解でお願いできればと。ただ、末寺によって温度差があるので、そこは所長様と個別にご相談できればと考えています。

服部三重宗務所長＝必ず来いとか、そういう話ではないので。宗務所としても私や代議員を通じて、何度か説明はするのですが、私共の説明不足なのかも分かりませんが、そういったことが五回、六回と続きますと、そろそろお願いしなければならないかと思うことがあったので、お話をさせていただきましたことをお許

しください。理解しました。ありがとうございました。

また、先ほど総務部長がおっしゃっていましたが、三重県の場合は六月三十日に総会をしたいと思いますので、できましたら、責任役員と総代の一覧を早めに送っていただければと思います。

浅井福岡宗務所長＝事務的なことでお尋ねがあります。本庁から任期満了に伴う責任役員・総代更新の用紙が届きます。その中に、総代・責任役員の受諾書が同封されております。ただ、責任役員任命願、総代委嘱願が入っておりませんので、今年、ほとんどの方が丸を付ける用紙と受諾書だけを宗務所に持って来られました。しかし、私が、宗務所がチェックすると、責任役員任命申請願或いは総代委嘱願が入っていませんと。それで、新たにダウンロードして出してもらっております。「○」を付けて提出をする申請書であれば、責任役員任命願、総代委嘱願は不要ということであれば、そのまま受理して本庁に進達するのですが、一応、受諾書と任命願は別に必要だということで、皆様には提出してもらったわけです。ですので、任命願も一緒に入れていただけるとミスが減るなと。受諾書だけ入っていると、任命書が入ってないから、当然、皆さんはダウンロードしない、取り寄せないわけでして、その点、本庁としてはどう受理されるか、お聞かせ願えたらと思います。

仲田総務部長＝書類等、こちらが説明不足のところもあったと思います。所長様方にご迷惑をお掛けしています。

詳細はもう一度、本庁のほうでも確認致しますが、私の認識ですと、任期満了時にお送りする申請書は、再任の方には「○」を付けていただき、新任の方は受諾書、住民票を添付していただいております。任期中に交代等で就任される場合は、「責任役員任命願」、「総代委嘱願」、及び就任される方の受諾書、住民票等が必要になります。

もう一度、徹底して、『神変』等にも載せますが、是正させていただきます。末寺の皆様にも分かるようにご伝達していきたいと思います。

浅井福岡宗務所長＝任期途中で新任の方がいる場合は通常通り、責任役員任命願と責任役員受諾書と住民票をお送りするということで問題ないということですね。

また、今度は所下寺院の役員更新状況を一覧でいただけるということで、ありがとうございます。福岡宗務所も六月二十三日の日に代議員会を開きますので、それに間に合えば大変助かります。

もう一点だけ質問があります。太元帥明王法ですが、先ほど来、「たいげんぼう」と、「だい」か「たい」かで言葉を皆様が少し使い分けられていたので、太元帥明王御修法について、きちんと「だい」か「たい」か、醍醐派として整えるのであればお聞かせ願いたいと思います。

壁瀬宗務総長＝「だいげん」か「たいげん」か、というのは非常に難しいところです。もともとは「たいげん」であったはずなのです。しかし、「大元帥」と言葉が軍隊の最高司令官である、それは天皇陛下であるというので、大きいという字を使うというのが如何なものかということで、「太」に変わったというような経緯があるわけです。従って、それ以来、「だい」と濁点を付けるようになったということで、私共の言い方も区区になってしまいまして、大変申し訳ないことなのですが、我々は一応、「だいげんすい」と濁点を付けて呼ばせていただくこととしてまいりたいと思います。そして、真言宗の習いとして「帥」を読まないということで、一応、「だいげん」「だいげんほう」ということで、これを読んでまいりたいと思っております。時々、いろいろな言い方をしてしまうかもしれませんが、基本的には「だいげん」ということで統一したいと思っています。

浦川肥前宗務所長＝一点、お尋ねしたいと思います。先ほどから役員の手続きについてお尋ねがあります。責任役員と総代を死亡等で新しい方を本庁に申請する場合、その時に就任される方からいただく責任役員受諾書とか総代受諾書を、今はもうほとんどで作っています。パソコンで本人の受諾書を名前も打ち込んで印刷して、印鑑は印鑑で押しますが、そのような形で作成していました。しかし、その様式で一度本山に送ったら、「機械文字ではなくボールペン等で本人が手書きで記入してください」と連絡があったんですが、やはりそうでしょうか。本人からの手書きしか認めていただけないでしょうかという問い合わせです。以上です。

仲田総務部長＝お気持ちはよく分かるのですが、国への登記事項は代表役員一名のみです。そして、ほかの役員は本庁で責任を持って管理しなければいけないと。そのような形では、大変申し訳ないですが直筆が基本になってきます。今後は逆に印鑑ではなくて、直筆のサインが必要な方向に世の中は行くと思います。本庁もそのように思っています。印鑑はそれほど必要ではなくて、直筆のサインのほうが大切になってくると思いますので、そちらの方向でお考えいただけるといいかと思います。

現在は直筆と判をいただいています。別に信頼してないわけではなく、やはり登録するものに関してはそのような形でお願いしたいと思います。

村上広島宗務所長＝資料「1　太元帥大法嚴修　今上天皇御即位記念」についてお伺い致します。先に十月三日から九日までの出仕のご案内をいただき、ありがとうございました。ただ、一週間も自坊を空けることができないのでお断りしたが、先の高野山の太元帥御修法の時には、一座外陣で参拝させていただきました。醍醐寺のほうでは、会場の広さにもよりますが、三日から九日までの二十一座の中で、外陣での参拝とか、そういうことはお考えになっておられますか。

壁瀬宗務総長＝法要は弥勒堂で致しますので、外陣よりも堂内に一部入っていただくような形で参座をしていただけるように、今のところ考えています。恐らく臨場感はかなりあると思いますが、大壇は御簾にしておりますので、はっきりとは見えないかもしれません。現在はそのような方策を考えているところです。

仲田総務部長＝併せて、僧侶の方以外もご一緒に参拝できるように弥勒堂前を整えたいと思っています。太元帥大法は御代が代わった時にしか行なわれません。もちろん秘法ではありますが、平和の祈りを一人でも多くの方々に知っていただくことも今回のもう一つの目標でもありますの。ぜひ、檀信徒の方々もご一緒にいらしていただいて、ご参拝いただければと思います。また、次第のご案内も順次してまいります。

中筋香川宗務所長＝先ほど福岡の浅井所長も申請書のことについてご質問がありましたが、十年ぐらい前には、仲田部長にもお渡ししたと思いますが、Ａ３サイズの用紙で、「何々に対してはこういう書類が要りますよ」というような一覧表がありました。今回、ホームページの中に必要書類の一覧とか、注意事項等を載せていただいてありがたいのですが、もっと細かい一覧表をきちんと作成してホームページに出すか、或いは宗務所長へお渡しいただいたら、申請に対して必要な書類がよく分かり、事務の効率がアップするのではないかと思います。

仲田総務部長＝了解致しました。現場とも相談しながら、表にしたものをお渡しできるように準備させていただきたいと思います。今のご要望につきましては、できるように努めていきたいと思います。

中筋香川宗務所長＝各宗務所長もこれで安心できるのではないかと思います。

城光寺鳥取宗務所長＝本山の研修等をＺＯＯＭでというお話を先ほどされました。昨年、この所長会もＺＯＯＭで出させていただいて、なかなかこちらからの質問というのはし辛かったのですが、ただ、ご本山の方々のおっしゃることがよく分かりました。これから予定されております研修会等も、ぜひＺＯＯＭで行なっていただけるものは行っていただきたいと思います。

また、なかなかライブでは見ることができない場合もあると思います。特にこの八月二十三日は地蔵盆になりますので、見ていただけない方も多いのではないかということで、その後も見られるようにしていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

浦郷教学部長＝八月二十三日、地蔵盆です。私は友引をずっと気にして日を選んでいたので、そこは抜けていました。ありがとうございました。

八月二十三日、二十七日を候補に挙げていますので、その辺も踏まえて、また正式な日取りを決めていきたいと思います。また、ＺＯＯＭに関しては、積極的に行なっていく予定です。伝授系はどうしてもＺＯＯＭではできないので、伝授ではない講習会はＺＯＯＭでやっていきます。

そして、醍醐派の教師だけでなく、他派、在家も参加できるように進めてまいりたいと思っていますので、ご参加をよろしくお願い致します。

また、今までの講習会は全部無料でやっていましたが、今後、活発にやるとなりますと、やはり講師料も要りますし、旅費その他、資料を整えるにしても印刷費等が掛かります。ＺＯＯＭについても、なるべくメールで送りますが、いろいろなコストが実際には掛かりますので、今後は無料ではなく、少し料金を徴収させていただきますので、ご了承いただきたいと思っています。以上でございます。

仲田総務部長＝ＺＯＯＭをライブで見ることができなかった場合に後からでも見ることができるのかというご質問ですが、現在、醍醐寺はユーチューブチャンネルを持っております。宗派でも良ければ持たせていただいて、伝授は見せられませんが、研修については、見ることができるようなことも考えていきたいと思います。

また、醍醐寺はＭＳ３６５を導入していまして、ＴＥＡＭＳというＺＯＯＭと同じなのですが、事前にパスワードを送っておけばいつでも見ることができるようなシステムもあります。これらを教学部と検討し、皆様に参加し易い方法を総務部でもそのシステムを支えながら、進めてまいりたいと思っています。

谷山座長＝それでは、報告、質疑を終了し、全国宗務所長会を終わらせていただきます。

―午後一時三十一分より閉会式―

小暮幹事＝それでは、閉会式を始めさせていただきたいと存じます。ご法楽をさせていただきます。

―御法楽―

宗務総長挨拶

壁瀬宗務総長＝本日はいろいろとご意見を賜り、ありがとうございます。また、内局からの報告事項をお聞き届けいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。先程も申しましたように、今年、来年、再来年と、醍醐寺では慶讃法要が続いてまいります。

また、宗費の問題、その他宗団にはいろいろな問題が山積しているところです。今後、宗務所並びに所長様方のお力がより大切になってくると考えていますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

小暮幹事＝以上をもちまして真言宗醍醐派全国宗務所長会閉会式を終わらせていただきます。皆様におかれましては、長座に亘り、まことにありがとうございました。

―午後一時三十六分、終了―

令和五年　告示第七号

真言宗醍醐派一般

宗教法人真言宗醍醐派規則第二章第六節及び同宗制第三章第六節の規定により、来る七月十日臨時宗会を宗務本庁に招集する。会期は一日間とする。

右記、告示する。

令和五年六月二十五日
真言宗醍醐派管長
大僧正　仲田順和

令和五年　告示第八号

真言宗醍醐派一般

宗教法人真言宗醍醐派規則第二章第六節及び同宗制第三章第六節の規定により、来る七月十一日臨時宗会を宗務本庁に招集する。会期は一日間とする。

右記、告示する。

令和五年六月二十五日
真言宗醍醐派管長
大僧正　仲田順和

田中伊雅佛具店
〒600-8453
京都市下京区万寿寺西洞院東入ル
TEL（075）351-2584
FAX（075）341-8822
http://www.tanakaiga.com

井筒法衣店
〒600-8468
京都市下京区堀川通新花屋町角
（西本願寺前）
TEL（075）365-0001
FAX（075）353-7021
フリーダイヤル 0120-075-730

林勘法衣店
〒602-0874
京都市上京区河原町丸太町
西筋下ル東土御門町345
TEL（075）231-2244
FAX（075）255-6632
E-mail hayashikan@beach.ocn.ne.jp

大峯山陀羅尼助丸 花谷神変堂
〒638-0431
奈良県吉野郡天川村洞川235
TEL（0747）64-0047
FAX（0747）64-0070

土山印刷株式会社
〒601-8308
京都市南区吉祥院向田東町14
TEL（075）312-1321
FAX（075）313-8521
www.tsuchiyama.co.jp

上田法衣佛具店
〒604-0913
京都市中京区河原町二条西入上る
TEL（075）221-3348
FAX（075）211-1858

今井半念珠店
〒605-0934
京都市東山区大黒町通正面南入
TEL（075）561-0307
FAX（075）525-2557

松栄堂
〒604-0857
京都市中京区烏丸通二条上ル東側
TEL（075）212-5590
https://www.shoyeido.co.jp

大住法衣店
〒604-8274
京都市中京区小川通三条上ル西堂町
TEL（075）221-3087
FAX（075）221-3038
E-mail oosumihoui@gmail.com

山城屋 文政堂 藤井佐兵衛
〒600-8029
京都市下京区寺町通五条上ル
TEL（075）351-9363
FAX（075）343-5500
http://yamasa-bunseido.com

杉本権七法衣店
〒600-8304
京都市下京区新町通六条下ル
TEL（075）351-2890
FAX（075）341-6774

和光印刷株式会社
〒602-0012
京都市上京区烏丸通上御霊前上ル
TEL（075）441-5408
FAX（075）441-4982
E-mail info@wako-print.co.jp

醍醐寺売店　今月のおすすめ品

【特選ギフト　醍醐味（桜）セット】

内 容 量／
胡麻だれドレッシング２本
胡麻どうふ3個入り　１本
日持ち／30日以上
販売価格／3,200円（税込）

人気のお土産商品を詰め合わせました。贈り物にぜひご利用ください。のし紙もご用意しております。

お問い合わせ先　三宝院売店
TEL/FAX 075-571-0112

https://daigoji-ugetsu.raku-uru.jp

真言宗醍醐派公式ホームページのURLは、
https://www.daigo.ne.jp/ です。

宗派内ページ（ログインが必要※）からは、所轄庁提出書類（収支計算書、財産目録、境内建物に関する書類）のひな型や責任役員、総代任命などに関する書類、僧階昇補、住所変更等に関する書類などがダウンロードできます。また、寺院・教会名簿なども閲覧できますので、是非ご活用ください。

※宗派内ページへのログインパスワードは、shoubou1145 です。